

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

近年の我が国における、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象の把握と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組みに加え、もう一段の対策を推進するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

このことにより、すべての都道府県、市町村及び300人を超える従業員を有する企業に対し、それぞれ子育て支援のための行動計画の策定が義務付けられ、より一層の総合的で具体的な施策の構築が求められています。

室戸市においても、これまでの子育て支援施策への取組みを踏まえ、子育て家庭を地域全体で支援していくことを更に総合的、計画的に推進していくため「室戸市次世代育成支援対策行動計画」を策定しました。

2. 計画の性格

この計画は、これまでの室戸市における子育て支援施策の取組みの継続性を保ちながら、各分野との連携を図り、総合的・一体的にすすめるため、市が策定している「室戸市母子保健計画」等との整合性をもつものとしします。

3. 計画の期間

行動計画の期間は、平成17年度から、平成26年度までの10年間とします。

また、初年度から5年を前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行い、平成22年度から5カ年の後期計画を定めます。

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本市の子育て環境の現状や今後必要なサービス事業量を把握し、今後の子育て支援対策推進のための基礎資料とするためニーズ調査を実施しました。

※ 調査の詳細については、調査結果報告書に取りまとめています。

(2) 策定体制

室戸市次世代育成支援対策行動計画策定委員会を設置し審議を行いました。

※ 策定委員会設置要綱並びに委員会名簿等は別頁に掲載しております。

5. 計画の基本理念

「青い海、広い空のびのび育て笑顔の室戸」

子育ては、親育て地域で支えます。

室戸の自然環境を活かした伸び伸びとした子育てを通じて、親も成長して欲しいという思い、子育て中の親も子も地域で支えあうという意味をこめています。

6. 計画の基本的事項

(1) 地域における子育ての支援

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(3) 子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

(6) 子どもの安全の確保

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

7. 計画の体系

1. 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

(2) 保育サービスの充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

(4) 児童の健全育成

(5) 地域等との交流の推進

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

(2) 「食育」の推進

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

(2) 良好な居住環境の確保

(3) 安全な道路交通環境の整備

(4) 安心して外出できる環境の整備

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

(6) 経済的負担の軽減

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現

(2) 仕事と子育ての両立の推進

6. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全の確保

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実